

# 九度山町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年3月31日

九度山町長

九度山町議会議長

九度山町教育長

九度山町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、九度山町長、九度山町議会議長、九度山町教育長が策定する特定事業主行動計画である。

## 1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

ただし、社会情勢等の変化があった場合には、必要に応じて本計画の見直し等を図るものとする。

## 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため総務課を担当窓口として、各所属長等と連携を図りながら、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

## 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び目標達成のための取組及び実施時期

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、町議会事務局、町教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定し、その目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この目標及び取組については、町長部局、町議会事務局、町教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、課題と思われるものを掲げている。

### （1）採用した職員に占める女性職員の割合

目標：職員採用にあたっては、男性・女性の性別を問わず採用しているが、前計画において設定した、採用者の女性の割合を平均3割以上にする目標については、各年度において達成しているものの、採用者の絶対数が少ないことの影響を受けやすい数値であることを考慮し、安定的に達成することができるよう、引き続き、本計画期間における採用者の女性の割合を平均3割以上にする。

#### 取組

ア 保健師や幼稚園教諭などの資格が必要な専門職の募集の際には、職種に応じた専攻学部のある大学等へ採用試験の案内を送付するなど、女性の応募者が増えるような取組をする。

#### (2) 職員一人当たりの超過勤務時間

目標：時間外勤務の目標年間時間を200時間に設定していたが、平成31年度年度の実績が99時間となり、半減することができた。引き続き、事務の見直しや省力化を行い、安定的に年間100時間を下回るよう、時間外勤務を最小限にとどめる。

#### 取組

ア 所属長は、所属する職員の時間外勤務の状況を把握するため、時間外勤務の事前確認を徹底するとともに、所属部署の業務の効率的な遂行を図り、時間外勤務の縮減に努める。

イ 毎週水曜日をノー残業デーと定めているが、それが遵守されていない状況にある。定期的な注意喚起を行い、職員自らが定時退庁を行えるような環境づくりに努める。

#### (3) 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間

目標：①令和8年度までに、育児休業を取得する男性職員の実績をつくる。

②現在、女性職員の育児休業の取得率は100%であるが、今後も100%の取得維持に努め、取得期間の延長など制度の活用を推進する。

#### 取組

ア 育児休業制度について周知を図り、男性職員でも育児休業が取得できることを認識してもらうとともに、妊娠を申し出た職員に対しては、個別説明を行う。

イ 職員の育児休業取得の促進に向けて、管理職を対象にした研修を行い、特に男性職員が取得しやすい職場環境づくりを行う。

ウ 育児休業から復帰した職員が円滑に業務が行えるよう、所属する職場内での相互応援等の職場体制の確保等の必要な支援を行う。